

## 第1期 南部町いちご研修生 募集要項

南部町担い手育成総合支援協議会では、南部町でいちご生産者に目指す方を研修生として決定し、経営力、技術力とともに優れた先進的農家などで農業の実践技術を習得していただく研修制度を実施しています。

このたび、第1期研修生について以下のとおり募集を開始しました。

研修目的	南部町内でいちごの栽培技術等の習得を支援することで、南部町の新規就農者を確保し、就農定着につなげフルーツロード構想の実現に向けて産地強化を図ることを目的とする。
研修実施主体	南部町担い手育成総合支援協議会
研修内容及び研修期間	<p>○師匠研修[1年目] 師匠の元でいちご栽培の基礎的技術を習得 令和7年5月1日～令和8年4月30日</p> <p>○実践研修[1～2年間] 研修用ハウスで実際にいちごを栽培しながら基礎的技術と経営方法を習得 令和8年5月1日～令和9(10)年4月30日</p>
研修場所	南部町市山 あかり農園及び南部町いちご研修ハウス
研修作目	いちご
研修期間中の生活支援	<p>【町内に在住し農業を志す者】 いちご販売実績に応じて南部町担い手育成総合支援協議会より生活支援がある場合有</p> <p>【町外から移住して農業を始める者(地域おこし協力隊として雇用)】</p> <p>○賃金等 月額 170,800 円 (社会保険料等の本人負担分が差し引かれます)</p> <p>賞与 年2回(時間外勤務手当、昇給等はなし)</p> <p>○住居 希望者には空き家、アパート等斡旋します (家賃補助有、光熱水費等生活に必要な費用は隊員で負担)</p>
住居	希望者には空き家、アパート等斡旋します
研修条件	研修時間 師匠農家の就業時間による <b>※農繁期はこの限りでない</b>
休日・休暇	師匠農家の休日カレンダーによる <b>※農繁期はこの限りでない</b>
保険制度	なし
応募資格	<p>○令和 7 年 4 月 2 日現在で、18 歳以上 55 歳未満の者</p> <p>○研修終了後に、青年等就農計画または農業経営改善計画の認定を目指す者</p> <p>○いちごの農業体験会に参加している等、農業体験を有すること</p> <p>○事前に就農相談等を受けて、農業に対する情報と就農地等の想定ができていること</p> <p>○南部町内に移住又は在住し、いちごで独立就農する意向のある者</p> <p>○独立就農が可能な体力と資金を有する者</p> <p>○地域住民と協調し生活する意志のある者</p> <p>○普通運転免許証を有する者</p>

募集日程	受付期間 令和7年3月17日～4月15日(郵送の場合は当日必着) 面接実施日 令和7年4月中下旬 採用決定 令和7年4月22日(予定)
募集人員	1名
応募方法と 留意事項	<p>○事前相談 応募においては就農相談をしていただく必要がありますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。</p> <p>○応募書類 南部町いちご就農研修申込書(別紙)</p> <p>○応募書類提出先(問い合わせ先) 募集期間内に、南部町担い手育成総合支援協議会(事務局:南部町役場産業課内)へ上記の応募書類をご提出ください(郵送の場合は書留で)。</p> <p>〒683-0201 鳥取県西伯郡南部町天萬 558 南部町役場 産業課内南部町担い手育成総合支援協議会 TEL 0859-64-3783 FAX 0859-64-2183 メールアドレス:sangyou@town.tottori-nanbu.lg.jp</p> <p>○留意事項 研修受入農家は、関係機関で協議の上、決定しますので、応募者が指名することはできません。</p>
研修生の決定	<p>○選考方法 一次選考(書類審査)と、二次選考(個人面接)により、研修生を決定します。</p> <p>○面接実施日 令和7年4月中下旬を予定していますが、詳細は個別にお知らせします。</p> <p>○選考結果の通知 一次及び二次選考結果については、各応募者宛てに通知します。</p> <p>○採用決定 令和7年4月22日予定</p>
研修後の支援 等	○研修終了後は、協議会、町、県西部総合事務所、JA等関係機関で支援を行いますが、就農は、あくまでも研修生が主体的に行うものであり、研修生自らの責任において最終決定するものであることを御承知ください。